

令和7年度法務省委託人権啓発動画「知っていますか？障害者差別解消法」を使用した広報の詳細

1 広報内容

広報は、以下(1)ないし(3)で挙げる方法で実施する。

(1) バナー広告

ア 次の広報媒体を使用する。

バナー画像のクリック数はより多いことが望ましいが、少なくとも以下の回数を満たすこと。

GoogleDisplayNetwork 20,000クリック以上

イ 実施に当たっては、当センターから提供するホワイトリストを基に指定したサイトに配信すること。なお、広告配信期間を通じて当センターと協議し、継続的に改善を図ること。

ウ バナー画像は、新規に企画・制作すること。

(2) SNS広告

ア SNS上の広報は、次の(ア)及び(イ)で挙げる広報媒体による動画広報を行う。

再生回数はより多いことが望ましいが、少なくとも以下の回数を満たすものとする。

(ア) X 100,000回以上

(イ) Instagram 40,000回以上

イ 配信する15秒動画は受注者に対して当センターから提供する。

ウ Xにおいては、当センターのアカウント(@Jinken\_Center)を使用し、広報展開を行うこととする。また、Instagramにおいては、当センターのアカウント(jinken\_Center)を使用し、広報展開を行うこととする。

(3) YouTube (インストリーム広告)

ア 「YouTube TrueView」による動画広報とする。

イ 動画視聴完了数はより多いことが望ましいが、少なくとも300,000回以上の回数を満たすものとする。

2 映像

配信する動画は、当センターが指定するものを使用すること。

3 広報時期

令和7年11月27日(木)～12月10日(水)

※ 12月4日(木)から10日(水)の人権週間を中心に展開すること。